

社会福祉法人ノゾミ会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノゾミ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、原則として無報酬とする。

2 定款第8条および第21条の規定に基づいて評議員会が報酬等の支給を決議した場合の報酬等の支給総額は、次のとおりとする。

- (1) 全理事の場合 年度総額70,000円以内（ただし、この法人の職員を兼務している理事には報酬等は支給しない。）
- (2) 全監事の場合 年度総額20,000円以内
- (3) 全評議員の場合 年度総額80,000円以内（ただし、一人当たり10,000円を超えない範囲）

(報酬等の支給日)

第4条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を実費弁償することができるものとする。

(委員会等の報酬等並びに費用弁償)

第7条 評議員選任・解任委員会の委員及び苦情相談委員会の委員の報酬等は、無報酬とする。

2 評議員選任・解任委員会の委員及び苦情相談委員会の委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、1997年5月22日から施行する。
- 2. この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 3. この規程は、2017年6月9日（評議員会決議の日）から施行する。
- 4. この規程は、2018年6月15日（評議員会決議の日）から施行する。